

しんえいデイサービス重要事項説明書

あなたに対する通所介護事業のサービス提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称 : 社会福祉法人 小倉新栄会
主たる事務所の所在地 : 北九州市小倉北区弁天町6-22
法人種別 : 社会福祉法人
代表者名 : 理事長 福田 義憲
電話番号 : 093-583-4646

2 事業所概要

事業所名称 : しんえい デイサービス
所在地 : 北九州市小倉北区弁天町6-20
電話番号 : 093-571-3726
指定番号 : 4070401569
サービスを提供する地域 : 小倉北区・小倉南区・八幡東区・戸畑区

3 事業の目的と運営方針

(1)事業の目的

この規程は、社会福祉法人小倉新栄会(以下「本会」という。)が開設する「しんえいデイサービス」指定通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員(以下「通所介護従業者」という。)等が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(2)運営方針

事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

(3)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

4 事業所の職員体制

一 管理者 1名(生活相談員と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
二 通所介護従業者 生活相談員 兼 介護職員 常勤3名
介護職員 常勤5名 非常勤2名
看護職員 兼 機能訓練指導員 常勤2名 非常勤0名

通所介護等従業者は、指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの利用の申し込みに係る調整、他の通所介護事業者及び指定予防給付型通所サービス事業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して、通所介護計画及び指定予防給付型通所サービス計画の作成等を行う。

介護職員は、利用者の身体介護、入浴介護、食事介護等を行う。

看護職員は、利用者の健康指導、健康相談等を行う。

5 事業所の営業日及び営業時間

- 一 営業日 12月31日から1月3日までを除き月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前8時20分から午後5時20分までとする。

6 利用定員

事業所の利用定員は、1日50人とする。

7 指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの内容

指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの内容は、包括支援センター及び委託を受けた指定居宅支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画表に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画表が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行う。

1. 身体の介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動、移乗の介助
 - ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介助
2. 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ア. 衣類着脱の介助
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な入浴の介助
3. 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ア. 準備、後始末の介助
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他必要な食事の介助
4. アクティビティ・サービスに関すること
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。
 - ア. レクリエーション
 - イ. グループワーク
 - ウ. 行事的活動
 - エ. 体操
 - オ. 機能訓練
 - カ. 口腔機能向上訓練
 - キ. 休養(養護)
5. 送迎に関すること
障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。
 - ア. 移動、移乗動作の介助
 - イ. 送迎
6. 相談、助言に関すること
利用者及び家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
 - イ. 日常生活用具の利用方法の相談、助言
 - ウ. 住宅改良に関する相談、助言
 - エ. その他必要な相談、助言

8 利用料金

指定通所介護を提供した場合の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載する1割または2割もしくは3割の額とする。

利用料金は要介護度の段階・提供時間・入浴の有無等に応じて設定されます。
詳細は、別紙サービス利用料のご案内にて確認します。

9 指定通所介護にかかるおむつ代については、1枚150円・尿取パットは1枚35円を徴収する。

10 昼食代として一日390円(おやつ含む)を徴収する。

11 サービスの利用に当たっての留意事項

利用者は指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

1. サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
2. 入浴サービスを利用する際は、健康状態により医師が入浴の可否を判断する。又、他の利用者の迷惑となる言動に留意する。
3. 給食サービスを利用する際は、あらかじめ食物アレルギーの有無や嫌いな食べ物を申し出る。
4. 機能訓練サービスを利用する際、設置している器械や器具をみだりに利用しない。又、主治医の指示にてケアマネージャーをとおり、サービス提供表に記載し、それに従い機能訓練サービスを受ける。
5. 送迎サービスを利用する際は、他の利用者に不快感を与える言動には留意する。
尚、送迎時間は、交通状況によりあらかじめ知らせていただいた時間に対し、若干異なる場合がある旨、説明を受け同意をする。

12 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

13 業務継続計画に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制下で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定しなければならない。

2 事業所は業務継続計画に従い、次の措置を講じるものとする

- (1)職員に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15 秘密保持

事業者及び事業者の使用する者は、個人情報保護法に基づき、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なおこの守秘義務は、契約終了後も同様です。
事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いませ

16 情報の開示

事業所は利用者やその家族より事業所情報の開示を求められた際は速やかにそれに従い情報の公開を行う。また、利用者個人情報(記録物等)も同様とする。尚、定期的にホームページやDM等により事業所の情報を公開する。

17 苦情申立窓口

相談窓口 担当者：北九州市小倉北区弁天町6-20 しんえいデイサービス

安田 広樹 渡邊 弘 571-3726 (平日8時50分～17時)

その他苦情窓口

●北九州市小倉北区役所 保健福祉課 介護保険担当

北九州市小倉北区大手町1-1 582-3433 (直通) (平日8時30分～17時15分)

●北九州市小倉南区役所 保健福祉課 介護保険担当

北九州市小倉南区若園5丁目1-2 951-4127 (直通) (平日8時30分～17時15分)

●北九州市八幡東区役所 保健福祉課 介護保険担当

北九州市八幡東区中央一丁目1-1 671-6885 (直通) (平日8時30分～17時15分)

●北九州市戸畑区役所 保健福祉課 介護保険担当

北九州市戸畑区千防一丁目1-1 871-4527 (直通) (平日8時30分～17時15分)

●福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口 : 福岡市博多区吉塚本町13-47

092-642-7859 (平日9時00分～17時)

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施無し

19 緊急時の対応方法

サービス提供時に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業所などへ連絡をします。

主治医	病・医院名	
	氏名	
	電話番号	
	住所	
ご家族	氏名	
	電話番号	
	住所	

20 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が生じた場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発防止を防ぐ為の策を講じます。尚、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を致します。当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでいます。

21 ハラスメント対策

利用者や家族等から当事業所職員等に対して、面談時やサービス提供時などにおいて暴言や暴力行為、脅迫行為、ハラスメント行為及びそれに類する行為があった場合には厳正に対処するとともに、事業所は契約を解除することができる。

サービス内容説明書

1 通所介護サービスの内容

提供するサービス内容は以下のとおりです。

通所介護サービス	
ご利用日	毎週・隔週・その他()
	(月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土) 曜日
時間帯	(~)

サービス提供手順は、別紙通所介護計画書にて確認します。

利用者のご都合により日時を変更する場合は、協議して定めます。

2 利用者負担金

負担金は、別紙サービス利用料のご案内にて確認します。

(1) 利用者負担金は、1ヵ月ごとにお支払いいただきます。

(通所介護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は以下の通りです。)

算定項目

	介護度	単位	10割	自己負担分			備考
				1割	2割	3割	
8時間以上9時間未満	要介護1	669	¥6,783	¥679	¥1,357	¥2,035	1日につき
	要介護2	791	¥8,020	¥802	¥1,604	¥2,406	
	要介護3	915	¥9,278	¥928	¥1,856	¥2,784	
	要介護4	1041	¥10,555	¥1,056	¥2,111	¥3,167	
	要介護5	1168	¥11,843	¥1,185	¥2,369	¥3,553	
7時間以上8時間未満	要介護1	658	¥6,672	¥668	¥1,335	¥2,002	1日につき
	要介護2	777	¥7,878	¥788	¥1,576	¥2,364	
	要介護3	900	¥9,126	¥913	¥1,826	¥2,738	
	要介護4	1023	¥10,373	¥1,038	¥2,075	¥3,112	
	要介護5	1148	¥11,640	¥1,164	¥2,328	¥3,492	
6時間以上7時間未満	要介護1	584	¥5,921	¥593	¥1,185	¥1,777	1日につき
	要介護2	689	¥6,986	¥699	¥1,398	¥2,096	
	要介護3	796	¥8,071	¥808	¥1,615	¥2,422	
	要介護4	901	¥9,136	¥914	¥1,828	¥2,741	
	要介護5	1008	¥10,221	¥1,023	¥2,045	¥3,067	
5時間以上6時間未満	要介護1	570	¥5,779	¥578	¥1,156	¥1,734	1日につき
	要介護2	673	¥6,824	¥683	¥1,365	¥2,048	
	要介護3	777	¥7,878	¥788	¥1,576	¥2,364	
	要介護4	880	¥8,923	¥893	¥1,785	¥2,677	
	要介護5	984	¥9,977	¥998	¥1,996	¥2,994	

4時間以上5時間未満	要介護1	388	¥3,934	¥394	¥787	¥1,181	1日につき
	要介護2	444	¥4,502	¥451	¥901	¥1,351	
	要介護3	502	¥5,090	¥509	¥1,018	¥1,527	
	要介護4	560	¥5,678	¥568	¥1,136	¥1,704	
	要介護5	617	¥6,256	¥626	¥1,252	¥1,877	
3時間以上4時間未満	要介護1	370	¥3,751	¥376	¥751	¥1,126	1日につき
	要介護2	423	¥4,289	¥429	¥858	¥1,287	
	要介護3	479	¥4,857	¥486	¥972	¥1,458	
	要介護4	533	¥5,404	¥541	¥1,081	¥1,622	
	要介護5	588	¥5,962	¥597	¥1,193	¥1,789	
2時間以上3時間未満	要介護1	272	¥2,758	¥276	¥552	¥828	1日につき
	要介護2	311	¥3,153	¥316	¥631	¥946	
	要介護3	351	¥3,559	¥356	¥712	¥1,068	
	要介護4	392	¥3,974	¥398	¥795	¥1,193	
	要介護5	432	¥4,380	¥438	¥876	¥1,314	

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、基本報酬の3%が上乗せとなります。

加算項目

内容	単位	10割	自己負担分			備考
			1割	2割	3割	
入浴介助加算(Ⅰ)	40	¥405	¥41	¥81	¥122	1日につき
中重度者ケア体制加算	45	¥456	¥46	¥92	¥137	1日につき ※該当日のみ
ADL維持等加算(Ⅰ)	30	¥304	¥31	¥61	¥92	1月につき ※該当月のみ
ADL維持等加算(Ⅱ)	60	¥608	¥61	¥122	¥183	1月につき ※該当月のみ
認知症加算	60	¥608	¥61	¥122	¥183	1日につき ※該当日のみ
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	¥223	¥23	¥45	¥67	1日につき
科学的介護推進体制加算	40	¥405	¥41	¥81	¥122	1月につき ※該当月のみ
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の合計単位× 92/1000		1割または2割もしくは3割の額			

減算項目

内容	単位	10割	自己負担分			備考
			1割	2割	3割	
通所介護送迎減算	-47	-476円	-48円	-96円	-143円	片道につき

- ① サービスが介護保険の適応を受ける場合は、原則としてサービスの1割または2割もしくは3割の額をお支払いいただきます。
- ② サービスが介護保険の適応を受けない部分については、サービス費全額(10割)をお支払いいただきます。
- ③ 保険料の滞納などによりサービス費の1割もしくは2割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要になります。

(2) (1)のほかに利用者は、サービスの利用によって下記の料金をお支払い頂きます。

種 類	利用者負担金	備 考
交通費	片道10km以上	通常のサービス実施地域 以外に居住する場合
	往復で 円	
食事代	1回 390 円	おやつ含む
おむつ代	1枚 150 円	リハビリパンツ
	1枚 35 円	尿取パット

(3)事業者は、当月の利用者負担金の明細を付して、翌月10日までに利用者へ提示し、利用者は末日までに次のいずれかの方法により支払います。

郵便局自動口座引き落とし（毎月15日） *再振替え25日

現金払い

(4) 事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは領収書を発行します。

3 (1)キャンセルの規定

利用日までに連絡があった場合	無料
当日、来所前に連絡があった場合	無料
来所後に昼食・おやつを召し上がらなかった場合	390円(昼食代)

(2)キャンセル料は、利用者負担金の支払いにあわせてお支払いいただきます。

4 その他

サービス従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

デイサービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項及びサービス内容を説明しました

令和 年 月 日

所在地 北九州市小倉北区弁天町6-20

事業所名 しんえいデイサービス

代表者名 社会福祉法人 小倉新栄会 理事長 福田 義憲 印

(指定番号 4070401569)

[説明者]

所 属 しんえいデイサービス

氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業所からデイサービスについての重要事項等の説明を受け同意致します。

又、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いることについても同意致します。

[利用者]

氏 名

[家族代表者]

氏 名

しんえいデイサービス重要事項説明書

あなたに対する予防給付型通所サービス事業のサービス提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称 : 社会福祉法人 小倉新栄会
主たる事務所の所在地 : 北九州市小倉北区弁天町6-22
法人種別 : 社会福祉法人
代表者名 : 理事長 福田 義憲
電話番号 : 093-583-4646

2 事業所概要

事業所名称 : しんえい デイサービス
所在地 : 北九州市小倉北区弁天町6-20
電話番号 : 093-571-3726
指定番号 : 4070401569
サービスを提供する地域 : 小倉北区・小倉南区・八幡東区・戸畑区

3 事業の目的と運営方針

(1)事業の目的

この規程は、社会福祉法人小倉新栄会(以下「本会」という。)が開設する「しんえいデイサービス」指定予防給付型通所サービス事業所(以下「事業所」という。)が行う指定予防給付型通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員(以下「通所介護従業者」という。)等が、要支援状態又は事業対象者である高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(2)運営方針

事業所の予防給付型通所サービス従業者は、要支援状態又は事業対象者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

(3)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

4 事業所の職員体制

一 管理者 1名(生活相談員と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
二 通所介護従業者 生活相談員 兼 介護職員 常勤3名
介護職員 常勤5名 非常勤2名
看護職員 兼 機能訓練指導員 常勤2名 非常勤0名

通所介護等従業者は、指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの業務に当たる。
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの利用の申し込みに係る調整、他の通所介護事業者及び指定予防給付型通所サービス事業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して、通所介護計画及び指定予防給付型通所サービス計画の作成等を行う。
介護職員は、利用者の身体介護、入浴介護、食事介護等を行う。
看護職員は、利用者の健康指導、健康相談等を行う。

5 事業所の営業日及び営業時間

- 一 営業日 12月31日から1月3日までを除き月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前8時20分から午後5時20分までとする。

6 利用定員

事業所の利用定員は、1日50人とする。

7 指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの内容

指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの内容は、包括支援センター及び委託を受けた指定居宅支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画表に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画表が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行う。

1. 身体の介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動、移乗の介助
 - ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介助
2. 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ア. 衣類着脱の介助
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な入浴の介助
3. 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ア. 準備、後始末の介助
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他必要な食事の介助
4. アクティビティ・サービスに関すること
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。
 - ア. レクリエーション
 - イ. グループワーク
 - ウ. 行事的活動
 - エ. 体操
 - オ. 機能訓練
 - カ. 口腔機能向上訓練
 - キ. 休養(養護)
5. 送迎に関すること
障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。
 - ア. 移動、移乗動作の介助
 - イ. 送迎
6. 相談、助言に関すること
利用者及び家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
 - イ. 日常生活用具の利用方法の相談、助言
 - ウ. 住宅改良に関する相談、助言
 - エ. その他必要な相談、助言

8 利用料金

指定予防給付型通所サービスを提供した場合の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定予防給付型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載する1割または2割もしくは3割の額とする。

利用料金は要介護度の段階・提供時間・入浴の有無等に応じて設定されます。
詳細は、別紙サービス利用料のご案内にて確認します。

9 指定予防給付型通所サービスにかかるおむつ代については、1枚150円・尿取パットは1枚35円を徴収する。

10 昼食代として一日390円(おやつ含む)を徴収する。

11 サービスの利用に当たっての留意事項

利用者は指定通所介護及び指定予防給付型通所サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

1. サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
2. 入浴サービスを利用する際は、健康状態により医師が入浴の可否を判断する。又、他の利用者の迷惑となる言動に留意する。
3. 給食サービスを利用する際は、あらかじめ食物アレルギーの有無や嫌いな食べ物を申し出る。
4. 機能訓練サービスを利用する際、設置している器械や器具をみだりに利用しない。又、主治医の指示にてケアマネージャーをとおり、サービス提供表に記載し、それに従い機能訓練サービスを受ける。
5. 送迎サービスを利用する際は、他の利用者に不快感を与える言動には留意する。
尚、送迎時間は、交通状況によりあらかじめ知らせていただいた時間に対し、若干異なる場合がある旨、説明を受け同意をする。

12 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

13 業務継続計画に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制下で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定しなければならない。

2 事業所は業務継続計画に従い、次の措置を講じるものとする

- (1)職員に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
- (2)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15 秘密保持

事業者及び事業者の使用する者は、個人情報保護法に基づき、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なおこの守秘義務は、契約終了後も同様です。
事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いませ

16 情報の開示

事業所は利用者やその家族より事業所情報の開示を求められた際は速やかにそれに従い情報の公開を行う。また、利用者個人情報(記録物等)も同様とする。尚、定期的にホームページやDM等により事業所の情報を公開する。

17 苦情申立窓口

相談窓口 担当者：北九州市小倉北区弁天町6-20 しんえいデイサービス

安田 広樹 渡邊 弘 571-3726 (平日8時50分~17時)

その他苦情窓口

●北九州市小倉北区役所 保健福祉課 介護保険担当

北九州市小倉北区大手町1-1 582-3433 (直通) (平日8時30分～17時15分)

●北九州市小倉南区役所 保健福祉課 介護保険担当

北九州市小倉南区若園5丁目1-2 951-4127 (直通) (平日8時30分～17時15分)

●北九州市八幡東区役所 保健福祉課 介護保険担当

北九州市八幡東区中央一丁目1-1 671-6885 (直通) (平日8時30分～17時15分)

●北九州市戸畑区役所 保健福祉課 介護保険担当

北九州市戸畑区千防一丁目1-1 871-4527 (直通) (平日8時30分～17時15分)

●福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口 : 福岡市博多区吉塚本町13-47

092-642-7859 (平日9時00分～17時)

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施無し

19 緊急時の対応方法

サービス提供時に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業所などへ連絡をします。

主治医	病・医院名	
	氏名	
	電話番号	
	住所	
ご家族	氏名	
	電話番号	
	住所	

20 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が生じた場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発防止を防ぐ為の策を講じます。尚、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を致します。当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでいます。

21 ハラスメント対策

利用者や家族等から当事業所職員等に対して、面談時やサービス提供時などにおいて暴言や暴力行為、脅迫行為、ハラスメント行為及びそれに類する行為があった場合には厳正に対処するとともに、事業所は契約を解除することができる。

サービス内容説明書

1 予防給付型通所サービスの内容

提供するサービス内容は以下のとおりです。

通所介護サービス	
ご利用日	毎週・隔週・その他()
	(月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土) 曜日
時間帯	(~)

サービス提供手順は、別紙予防給付型通所サービス計画書にて確認します。

利用者のご都合により日時を変更する場合は、協議して定めます。

2 利用者負担金

負担金は、別紙サービス利用料のご案内にて確認します。

(1) 利用者負担金は、1ヵ月ごとにお支払いいただきます。

(予防給付型通所サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は以下の通りです。)

算定項目

介護度	単位	10割	自己負担分			備考
			1割	2割	3割	
要支援1 事業対象者	1798	¥18,231	¥1,824	¥3,647	¥5,470	1月につき
要支援2	3621	¥36,716	¥3,672	¥7,344	¥11,015	

加算項目

内容	単位	10割	自己負担分			備考
			1割	2割	3割	
サービス提供体制 強化加算(I)要支援1	88	¥892	¥90	¥179	¥268	1月につき
サービス提供体制 強化加算(I)要支援2	176	¥1,784	¥179	¥357	¥536	1月につき
科学的介護 推進体制加算	40	¥405	¥41	¥81	¥122	1月につき ※該当月のみ
介護職員等 処遇改善加算(I)	1ヶ月の合計単位× 92/1000		1割または2割もしくは3割の額			

減算項目

内容	単位	10割	自己負担分			備考
			1割	2割	3割	
送迎減算	-47	-476円	-48円	-96円	-143円	片道につき

- ① サービスが介護保険の適応を受ける場合は、原則としてサービスの1割または2割もしくは3割の額をお支払いいただきます。
- ② サービスが介護保険の適応を受けない部分については、サービス費全額(10割)をお支払いいただきます。
- ③ 保険料の滞納などによりサービス費の1割もしくは2割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要になります。
- ④ 予防給付型通所サービスは、月単位での利用料金となります。

(2) (1)のほかに利用者は、サービスの利用によって下記の料金をお支払い頂きます。

種 類	利用者負担金	備 考
交通費	片道10km以上	通常のサービス実施地域以外に居住する場合
	往復で 円	
食事代	1回 390 円	おやつ含む
おむつ代	1枚 150 円	リハビリパンツ
	1枚 35 円	尿取パット

(3)事業者は、当月の利用者負担金の明細を付して、翌月10日までに利用者へ提示し、利用者は末日までに次のいずれかの方法により支払います。

- 郵便局自動口座引き落とし（毎月15日） *再振替え25日
- 現金払い

(4) 事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは領収書を発行します。

3 (1)キャンセルの規定

利用日までに連絡があった場合	無料
当日、来所前に連絡があった場合	無料
来所後に昼食・おやつを召し上がらなかった場合	390円(昼食代)

(2)キャンセル料は、利用者負担金の支払いにあわせてお支払いいただきます。

4 その他

サービス従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

デイサービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項及びサービス内容を説明しました

令和 年 月 日

[事業者]

所在地 北九州市小倉北区弁天町6-20

事業所名 しんえいデイサービス

代表者名 社会福祉法人 小倉新栄会 理事長 福田 義憲 印

(指定番号 4070401569)

[説明者]

所属 しんえいデイサービス

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業所からデイサービスについての重要事項等の説明を受け同意致します。

又、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いることについても同意致します。

[利用者]

氏名

[家族代表者]

氏名
